# 示 談 書

株式会社	(	以下「甲」という	。) と	(以下	「乙」という。	) は、
令和 年	<u>月</u> 日、7	こが甲における	部長とい	いう地位の従業	員でありなが	ら、甲
の <u>売上金</u>	円を業務上横領	頁した事実(以下	「本件横領」。	という。) につ	いて、本日、	以下の
ように示談か	ぶ成立したので、	示談成立の証と	して、本書面は	2通を作成し、	甲乙各1通ず	つ保管
する。						

# 第1条(謝罪)

乙は、甲に対して、本件横領について深く謝罪する。

#### 第2条 (示談金の支払い)

乙は、甲に対して、本件横領の示談金として、<u>金</u>円の支払義務があること認め、本示談成立後1週間以内に、甲が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は 乙の負担とする。

### 第3条(宥恕・被害届等の取り下げ)

甲は、前条の示談金が支払われることを条件として、乙を宥恕し、本件横領について被害届の 提出又は刑事告訴せず、既に提出している被害届又は刑事告訴がある場合には、前条の示談金の 受領後直ちに取り下げる。

# 第4条(守秘義務)

甲及び乙は、本件横領及び本示談書の存在及び内容について、みだりに第三者に口外しないことを約する。

#### 第5条(清算条項)

甲及び乙は、本件に関し、本示談書に定めるものの他、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 年 月 日

甲住所

氏 名

乙 住 所

氏 名